

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」の具体的な取り扱いについて

令和5年9月27日に厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、具体的な取り扱いに係るQ&Aが示されましたので制度の概要と併せてお知らせします。

### 【年収の壁・支援強化パッケージとは】

「こども未来戦略方針 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」を受け、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするため、「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要が決定され、当面の対応として、「①キャリアアップ助成金のコースの新設」、「②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外」、「③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」、「④企業の配偶者手当の見直し促進」が実施されることとなりました。

### 別紙「年収の壁・支援強化パッケージ」令和5年9月27日 厚生労働省

### 【年収の壁とは】

パート・アルバイト等で働く方が、一定の収入基準を超えると社会保険料の負担が生じ、手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業を調整する方がおられます。こうした方が意識している収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

### 〔106万円の壁〕

特定適用事業所（主に101人以上の事業所）で働く労働者で一定の要件を満たしている場合、年収106万円以上になると厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担が生じることから手取り収入が減少すること。

⇒②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外により対応

### 〔130万円の壁〕

年収130万円以上になると健康保険の被扶養者から外れ、国民健康保険等に参加することとなり、保険料負担が生じることから手取り収入が減少すること。

⇒③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化により対応

## 【②社会保険適用促進手当とは】

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。

なお、「106万円の壁」の時限的な対応策として、臨時かつ特例的に保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。

○[社会保険適用促進手当に関するQ&A](#)

## 【③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化とは】

被扶養者の認定には、対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上又は障害者の方は180万円未満）であること等が要件となりますが、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合は、通常提出する書類に加えて、パート・アルバイト等の勤務先からの[事業主の証明書](#)によって、被扶養者認定が可能となりました。

また、今回の措置は、被扶養者認定が令和5年10月20日以降の取り扱いとなります。

○[事業主の証明による被扶養者認定Q&A](#)

○[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)

詳細につきましては、次の厚生労働省ホームページをご参照ください。

○[「年収の壁・支援強化パッケージ」\(厚生労働省\)](#)

問い合わせ先 東京都電気工事健康保険組合 適用課 TEL03-3861-1854